

九 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

改 正 案	現 行
目次 第一章、第六章（略） 第七章 合併及び事業等の譲渡又は譲受け（第五十八条・第六十一条） 第八章 整理、解散及び清算（第六十二条・第六十四条） 第九章、第十一章（略） 附則 （商法等の準用） 第六十一条（略） 第八章 整理、解散及び清算 （整理） 第六十二条 金庫の整理については、商法第三百八十一条から第三百八十五条まで（整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止）、第三百八十六条（第一項第二号を除く。）、（整理実行のために裁判所のある処分）、第三百八十七条から第三百九十一条まで（処分に關する登記又は登録、検査命令	目次 第一章、第六章（略） 第七章 合併及び事業等の譲渡又は譲受け（第五十八条・第六十二条） 第八章 解散及び清算（第六十三条・第六十四条） 第九章、第十一章（略） 附則 （商法等の準用） 第六十一条（略） （新設） 第六十二条 削除

、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員）、第三百九十四条から第四百条まで（損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録）、第四百二条（破産手続の開始）及び第四百三条（破産法の規定の準用）の規定並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ二十四から第三百三十五条ノ三十八まで、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十二及び第三百三十五条ノ四十七から第三百三十五条ノ六十二までの規定（会社の整理に関する事件）を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中、六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは、総会員ノ百分ノ三以上ノ会員ニシテ六月前ヨリ引続キ会員デアル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十九条第二号中、第九十二条第一項第二項第四項、第九十二条ノ二、第九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十三ノ二とあるのは、信用金庫法第三十五条第一項（同法第三十九条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）と、同法第三百九十八条第二項中、第二百四十七条、第二百八十条ノ十五、第三百六十三条、第三百七十二條、第三百八十條、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定」とあるのは、信用金庫法第四十九条ニ於テ準用スル第二百四十七条、同法第五十二条第三項（同法第五十八条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第三百八十條、同法第六十一条ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第二十八條ニ於テ準用スル第四百二十八條

ノ規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

第九十一条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一ノ十の三（略）

十の四 この法律において準用する商法又は準用商法特例法の規定に定める検査又は調査を妨げたとき。

十の五ノ二十（略）

二十の二 第六十二条において準用する商法第三百八十六条の規定による裁判所の財産保全の処分に違反したとき。

二十の三 第六十二条において準用する商法第三百九十八条第一項の規定により裁判所が選任した管理人に事務の引渡しをしないとき。

第八章 解散及び清算

第九十一条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一ノ十の三（略）

十の四 準用商法特例法第七条第二項の規定、第三十九条において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定又は第六十四条において準用する商法第二百七十四条第二項、第二百七十五条若しくは第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十の五ノ二十（略）

(新設)

(新設)

2
二十一、二十五
(略)

2
二十一、二十五
(略)